

建設工事指名業者選定要綱にかかる社会奉仕活動等の実績報告手続きについて

令和8年2月 鳥取市検査契約課

鳥取市建設工事指名業者選定要綱の別記「審査項目の採点基準」2の(6)地域貢献度の加点項目のうち、「前年度において公共施設の清掃等の社会奉仕活動を実施し、又は参加した場合」(以下「社会奉仕活動」という。)及び「人権・同和問題への積極的な取り組みを行っている場合」(以下「人権問題への積極的取組」という。)にかかる令和7年度の実績報告の手続き等については、以下のとおりとします。

1. 認定基準

(1) 社会奉仕活動に該当するためには、下記の全てを満たしている必要があります。

①令和7年度中に鳥取市所管の道路、河川、港湾、建築物等の維持・補修・美化活動を実施していること

②1日あたりの活動量（活動日1日あたりの人数と時間の積）が、1者での活動であれば20時間・人以上であること。2者以上での活動も可だが、この場合の1日あたりの活動量は40時間・人以上であること。

(例) A者単独で市道の清掃活動を3回実施した場合

活動日	参加人数(A)	活動時間(B)	活動量/日 (A) × (B)
4月10日	8	4	32
5月10日	5	2	10
6月10日	10	2	20

○
×
○

上記より、4月10日と6月10日の1日あたりの活動量がそれぞれ20時間・人以上であることから、社会奉仕活動は2回以上となり、評点は2点になる。なお、同一日に2回以上活動した場合であっても、申請できるのは1回分。

(2) 人権問題への積極的取組に該当するためには、下記の全てを満たす取組を令和7年度中に行っている必要があります。

①鳥取県格付加点予定研修のうち人権・同和問題にかかる研修に1回以上参加していること

②本市主催の企業人権問題研修（令和7年10月9日及び同月10日開催）に参加していること

③職員の半数以上が参加する人権・同和問題についての企業内研修を1回以上実施していること。複数の企業が集まっての合同研修でも可。ただし、この場合も、参加企業毎に半数以上の職員が参加していること。また、テキストの配布等による個別の在宅研修でも可。

2. 提出期間

令和8年3月2日（月）～同年4月3日（金）までに電子申請サービス（詳しくは鳥取市公式ウェブサイト参照）または鳥取市検査契約課契約制度係への持参または郵送で必要書類を提出してください。

3. 事務日程

	日程	事務内容
1	令和8年3月2日～ 4月3日まで	各企業から鳥取市へ社会奉仕活動及び人権問題への積極的取組にかかる実績を報告
2	令和8年4月下旬	鳥取市は実績報告の内容が基準に合致しているか審査し、その結果を各企業へ通知
3	令和8年5月以降	令和8年度の指名業者選定へ加点結果を反映

4. 提出書類

(1) 社会奉仕活動

	提出書類	活動参加企業	
		1者の場合	2者以上の場合
1	令和7年度社会奉仕活動等の実施について（様式1）	○	○
2	社会奉仕活動等実績一覧表（様式2）	○	—
3	社会奉仕活動等実績一覧表（様式3）	—	○
4	参加企業別活動人数（様式4）	—	○
5	活動内容がわかる写真	○	○
6	<u>活動範囲がわかる位置図</u>	○	○
7	その他活動実績を証する書類	適宜	適宜

※2者以上の場合には、代表企業を定め、代表企業が他の参加企業を含めた必要書類をとりまとめて提出してください。なお、この場合の審査結果通知は参加企業毎に送付します。

(2) 人権問題への積極的取組

	提出書類	企業内研修実施企業	
		1者の場合	2者以上の場合
1	令和7年度人権・同和問題企業内研修等の実績について（様式5）	○	○
2	研修風景等写真 または 令和7年度人権・同和問題企業内研修の実施状況について（様式6）	○	○
3	研修資料	○	○
4	企業別研修参加人数一覧表（様式7）	—	○
5	その他研修の実績を証する書類	適宜	適宜
6	鳥取県格付加点研修（人権・同和問題にかかる研修）の受講証又は合格通知書	○ (各者分)	○

※2者以上の場合には、代表企業を定め、代表企業が他の参加企業を含めた必要書類をとりまとめて提出してください。なお、この場合の審査結果通知は参加企業毎に送付します。

※企業内研修をテキスト配布による個別の在宅研修等で実施した場合は、研修風景等写真に代えて様式6を提出してください。

※鳥取市主催の企業人権問題研修の参加実績については、研修当日の出席票を元に出欠の有無を確認しますので、証拠書類等を添付して頂く必要はありません。ご不明な場合は、検査契約課契約制度係（0857-30-8122）までお問い合わせ下さい。